

令和4年度（2022年度）

北海道再犯防止推進会議

議 事 録

日 時：令和4年（2022年）6月3日（金）13時30分開会

方 法：オンライン開催（Zoomを使用）

1 開 会

○事務局（本田課長） それではただいまから、令和4年度北海道海道再犯防止推進会議を開会いたします。

本日の進行を務めます、道の環境生活部くらし安全局道民生活課長の本田でございます。よろしくお願いたします。

それでは開会にあたりまして、くらし安全局長の田辺よりご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○田辺環境生活部くらし安全局長 北海道環境生活部くらし安全局長の田辺でございます。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただき、感謝申し上げます。

令和4年度「北海道再犯防止推進会議」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本会議は、道内の関係機関が協働し、再犯の防止対策に関する情報の共有やネットワークの構築などを目的として開催するものであります。

道では、皆様のご協力もいただきながら、昨年3月に「北海道再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止の取組に関する地域の連携の構築や理解の促進につとめてきたところであります。

本日は、こうした取組の報告や、来年度の事業計画などについて、関係機関からのご報告もいただきながら、皆様と情報交換や意見交換を行っていきたくと考えております。

犯罪を更に減少させ、安全で安心な地域社会を築いていくためには、犯罪や非行の未然防止はもちろんのこと、罪を償い再出発しようとする人たちが、再び犯罪に手を染めず、社会の一員として生活していけるよう、関係する機関が連携し、効果的な取組を進めていくことが重要と考えておりますので、本日は、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただけますよう、よろしくお願申し上げます。

結びになります。今後とも取組の推進に向け、皆様のご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（本田課長） それでは、次に資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、「次第」のほか、「出席者名簿」、北海道資料の「資料1～3」、また関係機関からの資料の「資料4～7」として、北海道地方更生保護委員会様、札幌矯正管区様、北海道社会福祉士会様、北海道地域生活定着支援センター様から資料をご提供いただいております。

3 議 事

（1）道の取組について

○事務局（本田課長） それでは早速、次第に沿って議事を進行します。

議題（1）「道の取組について」事務局から説明いたします。なお、質問については、後ほどまとめてお受けします。

○事務局（高橋主幹） それでは、道の取組についてご説明させていただきます。

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課の高橋と申します。よろしくお願いたします。

初めに、令和3年3月に策定いたしました「北海道再犯防止推進計画」について説明させていただきます。

本計画の策定には、本日お集まりの皆様からご意見・ご協力をいただきました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございます。

皆様、ご承知のことと思いますので、恐縮ですが簡単にご説明させていただきます。

資料1「計画の概要」をご覧ください。

第1章では計画の基本的な考え方として、計画の趣旨・目的など記載し、計画期間は令和3年度から概ね5年間（令和7年度）までとしております。

第2章では再犯防止を取り巻く状況を、第3章では施策の展開方向として、国の方針を踏まえた4つの基本方針掲げ、第4章で6つの重点課題を定め、道庁各部が連携し、本道の実情に応じた再犯防止に向けた取組を推進することとしております。

6つの重点課題ですが、1 就労・住居の確保等、2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等、3 学校等と連携した修学支援の実施等、4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等、5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等、6 国・市町村・民間協力者との連携強化と定めております。

続いて、第5章では計画の推進体制についてですが、当会議「北海道再犯防止推進会議」において総合的に推進することを定め、合わせて進行管理として、毎年度の施策実施状況を点検・管理していくこととしております。

施策の実施状況について、計画初年度である令和3年度の結果と令和4年度の事業概要をとりまとめましたので、資料2で説明させていただきます。

資料2「道計画 推進状況調査表」をご覧ください。

取組ごとに令和3年度、令和4年度の事業概要を掲載しております。時間の関係もあり、大変申し訳ございませんが、全てを説明できませんので、当課の取組状況について、簡単ではございますがご説明させていただきます。

資料2-1「道の取組について」をご覧ください。

まず初めに令和3年度の取組についてご説明させていただきます。

会議関係といたしまして、北海道再犯防止推進会議・地域会議をオンラインにより実施いたしました。こちらは保護観察所のブロックごとに国、道、関係機関の情報共有、ネットワーク構築のために開催しているものであり、札幌、函館、旭川、釧路の各地域で開催いたしました。

構成メンバーの皆さんからのご意見等を踏まえ、令和3年度から参集範囲を拡大し、保護観察所所在地以外の各市町村、各刑事施設、各更生保護施設へご案内させていただき、また、私どもの出先である各振興局職員も参加させていただきました。市町村については、各地域10前後の自治体に参加いただきました。

会議の中では、地域で活動されております、各団体の皆様から取組事例のご発表をいただくなど、各地域での情報を共有しております。

続きまして、北海道再犯防止対策庁内連絡会議についてご説明させていただきます。

こちらは庁内関係部局の連携・協力によって、再犯防止対策の推進を図るものです。令和3年度は書面で開催し、計画における取組の進捗状況について各部へ照会・確認したところでございます。

次に、啓発事業についてご説明させていただきます。

令和4年2月に北海道再犯防止推進フォーラムをオンライン開催いたしました。当日は「保護司活動」をテーマとし、地域の保護司の方々や保護観察所の保護観察官の方にご講演いただきました。更

生保護委員会様や札幌矯正管区様、保護観察所様をはじめ、多くの皆様のご協力により、開催することができましたことを、この場を借りて御礼申し上げます。

また、再犯防止に対する道民意識の向上を図るため、犯罪をした人等の就労支援をテーマとした再犯防止啓発パンフレットを作成いたしました。このパンフは各関係機関の皆様や、道内各経済団体、道経連や商工会議所連合会などを通じまして、多くの企業へ情報提供させていただきました。作成にあたり、多くの皆様にご協力をいただきました。大変ありがとうございます。

次に、令和4年度の取組予定につきましてご説明させていただきます。

会議関係では、この北海道再犯防止推進会議の開催、地域会議の開催、庁内連絡会議の開催を予定しております。地域会議は10月、11月頃に開催を予定しており、庁内連絡会議は年度末に開催を予定しております。

啓発事業では、今年度もフォーラムを開催予定で、犯罪をした人等の就労支援をテーマとした講演を7月に予定しております。こちらについては、詳細が決まり次第皆様にご案内をさせていただきますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

また、前年度に作成いたしました啓発パンフレットについて、今年度の社会を明るくする運動や、再犯防止啓発月間などで配布していきたいと考えております。

また、詳細はまだ検討中ではありますが、今年度は啓発パネルを作成したいと考えております。

前年度、各構成員の皆様のご協力により、これらの取組を進めていくことができたこと、この場を借りて改めて御礼申し上げます。今年度も取組を進めていく予定ですので、引き続きご協力の程をお願いいたします。

以上で、道の取組についての報告を終了させていただきます。

(2) 市町村の計画策定状況について

○事務局（高橋主幹） 続けて、市町村の計画策定状況について、説明の方をさせていただきたいと思えます。

「資料3 市町村の計画策定状況について」をご覧ください。

令和4年4月1日現在、道内では、小樽市、帯広市、北広島市、苫小牧市、北見市、登別市、浦幌町の7つの自治体が計画を策定しており、全て地域福祉計画に包含した形となっております。この中で、登別市、浦幌町は本年3月に新たに計画を策定しています。

資料3-1をご覧ください。こちらは登別市地域福祉計画から抜粋させていただきました。4の基本目標「7 安全で安心して暮らせるまちづくり」の中に、再犯防止の内容が組み込まれています。また、次のページには「再犯防止等の推進（登別市再犯防止推進計画）」と題し、犯罪をした人等への就労や定住先の確保に向けた相談、社会を明るくする運動の推進等、具体的な取組内容を記載しています。

続きまして、資料3-2をご覧ください。浦幌町地域福祉計画から抜粋させていただきました。計画の体系「2 福祉サービスと支援体制の充実」の「(2) 相談支援体制と提供体制の充実」の中に「再犯防止に向けた取り組みの推進（浦幌町再犯防止推進計画）」との内容が組み込まれています。

次の次のページをご覧ください、18ページとなっているページです。こちらは、施策の内容ということで、「矯正施設出所者等のうち、高齢者や障がい者等で福祉的支援が必要な者に対し、必要な福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関との連携を図ります」などの再犯防止の取組内容が記載されております。

なお、それぞれの計画につきましては、各自治体のホームページに掲載されておりますので、詳細を確認したい方はそちらからご覧ください。

以上で、私からは終了させていただきます。

(3) 各構成員による取組について

①北海道地方更生保護委員会「地方再犯防止推進計画について」

○事務局（高橋主幹） 続いて、議題（3）の各構成員による取り組みについて、まず、北海道地方更生保護委員会石坂更生保護管理官様からお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

○北海道地方更生保護委員会（石坂更生保護管理官） よろしく願いいたします。北海道地方更生保護委員会の更生保護管理官で石坂と申します。日頃から更生保護及び再犯防止に多大なるご理解とご尽力いただいておりますことにお礼申し上げます。いつも本当にありがとうございます。ではお時間をいただきましたので私の方から、国の姿勢というかですね、こういった観点で再犯防止を進めていきたいかということをご説明させていただきます。

それでは画面の共有をさせていただきます。最初の方はですね、歴史の話、再犯防止対策の概観、大きな流れということで書かせていただきました。平成15年の少し前にいわゆる刑務所の過剰収容のことが問題になりまして、再犯防止に政府一丸となって取り組むべきであるというところからいろいろと始まっております。

平成28年に再犯防止推進法が成立して、1年後、再犯防止推進計画が閣議決定されました。5つの基本方針と7つの重点課題と、道庁様の再犯防止推進計画の方にも、盛り込んでいただいております。こちら5年の計画となっております、検討会等々開催してですね、5年分の皆様の実績、我々の実績を検討して、バージョンアップといいますか、新たな再犯防止推進計画策定に向けて準備しているところと聞いております。皆様にご紹介できる情報に接しましたら、展開させていただきますので、その際はどうぞよろしくお願いいたします。

また、こちらが今現状どうやっているかということで書かせていただいたんですけども、地方再犯防止推進計画を定めていただきたいということで、地方自治法公共団体の方にですね、お願いばかりで恐縮なんですけど、常日頃、お願いさせていただいているところです。こちらの令和3年10月1日現在となっているんですけど、昨夜に4月1日付速報値が届きましたのですみません口頭で補足させていただきます。令和4年4月1日現在、370の地方公共団体、都道府県が47団体、市町村特別区含め市町村が323団体ということで、4月1日付のものが出ております。データが出ましたら皆様にも示させていただきますので後日ご連絡いたします。

北海道内、高橋主幹様からもご説明のありました通り、1年ちょっと前にですね、おかげさまで北海道の計画を策定していただいたほか、あとすみませんちょっと先ほど話聞いて、留萌市というのが

ですね、資料の中に入っていなかったので申し訳ございません。後程確認をしたいと思います。手続きにあるタイムラグかなと思いますので、確認をいたします。観察所からはですね随時保護局の方に報告をしているのですが、それと別に半年に一度ですね、大臣官房の方から道庁様等を通じて各自治体に照会を出させていたいただいているようなので、その時にでも手続きが追いつくんじやないかなと考えております。

いろんなところでお願いしているのですが、道内ですね、札幌市、函館市、旭川市、釧路市、こちらへは保護観察所所在地、つまり地方検察庁様の所在地ですが、この4市において、我々の力不足で、基本計画案の策定がされておられません。全国の保護観察所所在地で、地方計画ができていない自治体は、実はほぼ皆無に等しい状況になっております。何卒皆様のご尽力でですね、ご助言をいただいて、今年度中とは申しませんので、どうぞご協力とご助言等々いただけますよう、この場を借りてどうぞお願い申し上げます。

では取り組んでいる中でどういうことがわかってきたかということで、満期釈放者に対しての支援といますか課題がいろいろと明らかになってきましたので、再犯防止推進計画加速化プランが決定されまして、大変申し訳ございません、ちょっと有り得ない誤字があったんですが、③民間協力者の「活動」でございます。後程正しいものをお送りいたします。満期釈放者対策の充実強化と、2番目が地方公共団体様との連携強化の促進、3番目が民間協力者様の活動の推進ということで、より一層進めていくことにしております。

平成29年12月、法務大臣官房長から、都道府県知事様、あと指定都市の市長様宛に通知が1枚ものなんですけれども出されております。国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体様の地域の状況に応じ、再犯の防止に関する施策を策定及び実施していただきたいということで、その下に周知を道庁様にお願いしてらるんですが、先ほど昨年度の報告をしていただきました。この場を借りて御礼申し上げます。周知もしていただいております。

先ほどから話出てまして地方再犯防止推進計画とはということなんですけれども、国ではなくて都道府県ですとか市町様が定めるものとなっております、割愛しますけれども、ページの一番下に書きました。先ほど7つの市町村で作成していただいた全て地域福祉計画に包含ということでご説明いただきましたけれども、おっしゃるように、他の計画と一体的に策定することが可能となっております。制度が始まった当初は結構厳密な運用していたようなんですけれども、皆様のお声、ご意見等々、頂戴いたしまして、近年少し柔軟に策定できるようになっておりますので、去年あたりからこの話を時々させていただいております。一体的に策定することが可能となっております。

それでは、策定により何が期待できるのかなということで、保護司さんとの連携など既にやっていますよ、というお声を時々ちょうだいしますけれども、じゃあ明文化のメリットは何かあるということ勝手にいろいろ書かせていただきました。メリットというか、こちらからのお願いごとになるんですけれども、内外に、こういうことをしているのだということ、文章で是非示していただくと、色々我々ありがたいことがございます。内外の「外」って何かということをお考えますとですね、一つには、犯罪をして社会に戻ってきた方が、ここに含まれるかと思っております。保護司会の活動へのご協力、社会を明るくする運動へのご協力、或いは福祉の側面から、個々の市民町民への立ち直

りのご支援、たしかに既にご協力いただいております。再犯防止、新しいことをお願いしているのではなく、既にやっけていただいております。ご説明いただきました登別市様、浦幌町様の記載ございましたけれども、もう一つ、エクセルでも、保護司会の状況の一覧をつけましたが、こちらご覧いただくとわかると思うのですが、全ての市町村に保護司さんがいらっして、全ての市町村で保護司さんに再犯防止に向けてご尽力いただいております。既にやっていることではあるのですが、罪をした人はというものは不器用でございましてですね、実は、地方公共団体の方が自分にも支援の手を広げているということに気づかない方が多いのでございます。そこへですね、私の市でも私の町でもこういうことやっていますよ、ということを示すことが、そういう方にも支援の手が届く大きな一歩となりますので、そういう意味で、街の中にそういった方もいるんだということ、少しだけ意識していただければと考えております。あと、憚りながら申し上げますと、自治体の中でもですね、自分の市町村でそういうことやっているとこと実はあの知らないことが多いのかなということを感じておりますので、そういった方が、内外の「内」に当たるかと思ひます。そういうことも含めて明文化のお願いを、あえてさせていただいているところです。

後ですね保護司さんの話もさせていただきたいのですが、本日こちらの会場にもですね、画面に映っていないんですけれども、名簿の中にもございます、保護司連盟、更生保護協会、施設連盟あと更生保護女性会、BBS連盟ということで、民間の方に同じ会場にお運びいただいております。

再犯防止の柱というかですね、最も大事なことは、保護司さんの活動が一番大事だと私自身も考えております。こちらの依頼文書、裏表2枚のページの文書になるんですけれども、保護司さんを初めとする更生保護ボランティアは、中略、欠かすことができない存在であると書いてございます。そこで、地域の平和を守るですね保護司さんの活動を支える、活動促進を支える柱ということで、5つほど書いてございます。

保護司の適任者確保へのご協力が1番目。2番目が、自宅以外で面接できる場所、たとえば子供がまだ小さいからちょっと家に来てもらうのも困るという保護司さんのための、自宅以外の面接場所。あとボランティアの活動ですね、我々も顕彰ぐらいしかですね、報いて差し上げることができない、国でも顕彰の制度があるんですけれども、地方公共団体様でも検討いただけないかなということ、保護司確保に協力した事業主さんへの優遇措置ということと、5番目に、地方再犯防止推進計画策定する時にですね、保護司さんへの配慮、1から4までをどうかですね、盛り込んでいただきたいということをお願いさせていただいております。再犯防止は、保護司さんの活動を支えることとほぼイコールと考えております。再犯の数字を減らすというと、公共団体の皆様なかなかちょっとイメージわかないかなと思うんですが、保護司さんの活動を支えるということでしたら、なんとなく顔を知っている方もいらっしてかと思うので、イメージしやすいのではないかと思います。

では策定する場合の記載例ということで4番目にお話させていただきます。明文化というお話をしましたが、これは再犯防止推進計画を含みますという記載例については、手引というのがありましてですね、これ表紙なんですけども、令和3年3月の法務省で出したこちらをめぐって、目次の次の第1ページに包含するものですか、兼ねるものとし、などという記載例がございまして。せっかく計画内で再犯防止について言及したのに、この一文忘れましていう場合であってもですね、なるべ

く、何とかしたいと思っておりますので、そういう、自治体様があったらぜひ相談させていただきたいなと思っております。

続きまして、先ほど高橋主幹からも実際の事例出していただいて本当にありがとうございました。今やっけていただいていることを記載いただくということで、3つ書いてみたのですが、2の(2)で説明した、ここですね、保護司会活動への協力、社会を明るくする運動へのご協力、個々の立ち直りの支援ということで、偶然なのですが、呼応した形になっております。再犯防止するために、協議を進めて支援に取り組みます、一番右ですね、3番目が社会を明るくする運動ということで既にしている、社会を明るくする運動への協力を続けていきますということで、真ん中が個別の案件になりますかね。福祉的支援の相談支援等々、自治体様でもやってらっしゃることですので、そこに一文ですね、犯罪をした者も含めてということ、ほんの何文字か加えていただきますと、罪をした人にも、俺たちも助けてもらえるんだということを感じていただけるんじゃないかなと期待をしております。

後は補助金を保護司会の方に出してくださっている自治体様も多くてですね、お金の話になると明文化には何かいろいろあるのかもしれませんが、差し支えなければ補助金拠出しますということでもすごくありがたく、再犯防止のために保護司会の方で使わせていただいておりますので、ご協力いただきたいということを考えております。

最後にということで、罪をした人もいつかは地域に戻りますということを書かせていただいたんですが、我々国と、地方公共団体様と民間の方々、本日もですね、名簿見ますと定着様とか弁護士さんとか民間の方からたくさん来ていただいております。今後も連携取りながらですね、地域の方が安心して暮らせるように、地域の方の役に立てるように、地域の方の声をよく聞きながら進めて参りたいと考えております。

名簿見ていただきますと、札幌保護観察所、藤野課長、旭川保護観察所、久保田課長、釧路保護観察所、沖崎課長、顔出してない人もいますけれども、こちらが当施策の担当になります。何かこういうものを作ろうと思ってんだけどどうだろうなということですか、アイディア思いつきましたなどということがありましたら、是非ご一報くださいということで書かせていただきました。函館保護観察所は藤江課長という方が担当なんですけど、どうしても今日は都合つかなかったことを残念がっております。藤江とあと、他の課長と皆で協力しながらやって参りたいと思っておりますので、何卒よろしく願いいたします。長くなりすいません。ありがとうございました。

②札幌矯正管区更生支援企画課「札幌矯正管区における再犯防止の取組について

～広報啓発活動・民間団体等との連携を中心に～

○事務局（本田課長） はい、石坂更生保護管理官、ありがとうございました。続きまして、②札幌矯正管区更生支援企画課、飯田課長、よろしく願いいたします。

○札幌矯正管区更生支援企画課（飯田課長） はい、札幌矯正管区の構成支援企画課飯田と申します。音声の方入ってますでしょうか。ありがとうございます。日頃から矯正施設への多大なるご支援ご協力をいただき、重ねて御礼申し上げます。私の方からは、当管区において令和3年度に再犯防止

のために取り組んできた内容と、令和4年度、今年度の予定についてご紹介させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方からは、広報啓発活動民間団体等との連携を中心にとということでお話させていただきたいと思います。まず、昨年7月の再犯防止啓発月間における取組紹介です。道庁様において実施された道民意識調査によりますと、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいかという問いに対して思うもしくはどちらかといえば思うと答えた方が4割以下に留まっております、協力したいと思わないとした理由の約半数が自分に何ができるかわからないや、犯罪や非行をした人達の背景、原因がわからない、と回答されており、道民の皆様にとって、再犯防止が身近なものではなく、理解や関心が十分に深まっているとは言えないといった調査結果が示されております。

そこで、こうした結果を踏まえまして、昨年7月の再犯防止啓発月間中に、道庁、委員会、札幌保護観察所等、皆様の協力を得ながら、北海道庁1階ホールや札幌市東区民センターで展示活動などを行い、道民の皆様の理解を得られるように取り組んできました。特に今回の広報啓発活動の特徴としては、女性の受刑者を収容している札幌刑務支所において、自身の気持ちや思いなど、受刑者本人が直筆で折り紙などを記載し、それを模造紙に貼り付けた再犯防止作品というものを制作し、目には見えにくいという受刑者の心の内面を伝えられるような展示を行いました。来場者アンケートでは約9割の方から参加してよかったという意見をいただき、中には、涙を流しながら作品を見られている方もいらっしゃいました。

啓発月間以外にも継続的に取り組みまして1人でも多くの道民の方に触れてもらえるように展示活動を行いました。こちらは昨年11月に行った作品展の様子ですが、短歌や詩などの文芸作品や、本年3月末をもって閉庁した帯広少年院の生徒が作った作品などの展示活動を行いました。11月の展示活動では、道庁様や委員会様のご協力をいただくとともに、札幌市東区保護司会様からもご協力をいただきました。

その他の広報啓発活動についてはこちらになります。各種セミナー等への講師派遣につきましては、こちらに上げたテーマは1例となっておりますが、依頼された方のニーズに応じまして、話題提供などを行っておりますので、是非ご希望があったときには、ご相談いただければと思います。

その他にも、SNSなどを活用して、リアルタイムな情報などをお届けしておりますので、本日ご参加された皆様にも是非ご覧いただけましたら幸いです。

次に、民間団体の皆様との連携強化を進めている取組みなのですが、その中で農福連携について簡単にご紹介させていただきたいと思います。昨年度につきましては、まず相互理解を進めるということを目指して、札幌市近隣の農福連携団体と矯正施設のお互いの施設見学や意見交換などを実施いたしました。矯正施設を見学していただいた方々は初めてという方が多く、受刑者や刑務所に対する印象が変わりましたという意見などを伺っております。

続きまして、本年度における取組予定でございます。先ほどお話した農福連携意見交換会については、今年度からは、女子刑務所を除く管内7刑務所に拡大して実施することとなりました。7施設近隣の農福連携団体の皆様にお声掛けするとともに、関係機関の皆様にもお声掛けさせていただくこととなりますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、各種展示会におきましても、昨年度は、コロナウイルス感染症の状況であまりできなかったのですが、今年度につきましては、道民の皆様のご理解を得るためにも、展示する地域を拡大して実施していきたいと思っております。

以上、駆け足になりましたが、北海道再犯防止推進計画における当管区の具体的な取組事例と今後の予定についてご紹介させていただきました。今後も新たな加害者や被害者を増やさないよう、地域の皆様と矯正施設と連携した安全安心に繋がる取組、誰一人残さない取組を進めて参りたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。私の方から以上になります。ありがとうございました。

③北海道社会福祉士会「社会福祉士会における再犯防止に向けた取り組み」

○事務局（本田課長） はい、飯田課長ありがとうございました。続きまして、③北海道社会福祉会、司法福祉との連携特別委員会、久保田委員長、よろしくお願いいたします。

○北海道社会福祉士会 司法分野との連携特別委員会（久保田委員長） はい。私ども、北海道社会福祉士会、こちら司法福祉との連携特別委員会と書いてあるんですけれども、司法分野との連携特別委員会の誤りですので訂正よろしくお願いいたします。

画面共有させていただきます。私たち社会福祉士会会員は様々な職域で、地域住民が安心して暮らせることを考えて日頃から職務に当たっております。実際罪を犯してしまった方々への支援では、再犯防止と言われる以前から試行錯誤しながら取り組んできましたが、専門職といえども知識が十分ではないことから、司法分野、更生保護官署、矯正施設など、専門分野の皆様のご理解とご協力のもと、研修の機会を持つてきました。その学習の場では、基礎的知識など、資料にありますように、リーガルソーシャルワーク研修、学習会といったところで学んでおります。

また、更生支援計画を立てる、裁判の時から支援に関わるなど、入口支援にも関わっています。裁判において受刑者となってしまった場合においても、受刑中や出所後の支援に繋がるような情報とできるよう更生支援計画の立て方についても、学習を重ねてきています。大切なことなんですけど地域で支える立場として、知識だけではなく、実際に支援していく中では様々なケースがあり、支援者としても、問題を抱えることが多々あることから、事例検討会として全道各地で支援に当たっている方々と悩みなどを共有することで、さらに良い支援に結びつけていけるような活動も昨年度から始めました。ごく最近なのですが、高齢者の万引き事例が地方包括支援センターの中でも問題視されることがあり、単身生活をしている高齢者が増加傾向であること、家族の支援だけではなく、地域全体の問題として支えていく必要があると感じています。

社会福祉士としては、成年後見制度で支えること、また保護司として支えること、それぞれの職域だけではなく、地域の中で住民としても再犯防止に向けた意識を持つ方が、会員の中から増えていきます。

社会福祉としては個々への関わりが多いのですけれども、そういった地域の中から支えることで、再犯防止に繋がることを目的として、いろんな学習を重ねてきていますので、資料を参照していただければと思います。

このような機会に参加、情報共有していただいている皆様のご協力とご理解があったと思いますので、今後、当会の研修会の場で講義をしていただける方がいらっやったら嬉しいと思いますし、社会福祉士会の学習の場に、会費としてはご負担がかかってしまうんですけども、一度参加していただいて、どのような活動をしているか、皆さんからご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。短い時間ですが、これで終わりとさせていただきます。

④北海道地域生活定着支援センター「地域生活定着促進事業における被疑者等支援について」

○事務局（本田課長） 久保田委員長ありがとうございました。続きまして④北海道地域生活定着支援センター小松所長より、よろしくお願いいたします。

○北海道地域生活定着支援センター（小松所長） はい、北海道地域生活定着支援センターの小松と申します。よろしくお願い致します。私の方からは昨年度から定着支援事業の方で始まりまして、被疑者等支援業務いわゆる入口支援についてご説明をさせていただきたいと思います。

画面の方共有させていただきます。定着の事業ですが、厚労省からの委託で都道府県からの依頼を受けて、北海道の方も平成22年から実施をして12年経過しているような状況です。基本的には今までは、保護観察所からの依頼に基づいて、矯正施設に入所中の高齢、障害のある方々の出生の支援というところを中心に、いわゆる出口支援を中心に行っていました。入口支援の方は全くしてなかったかというところではなく、主に弁護士さんからの依頼に基づいて、身柄を解かれた後に福祉へ結びつける支援や、裁判に関する情状証人や、更生支援計画の作成等も、定着の業務中の相談支援業務という位置付けで受けていました。

時代の流れとともに再犯防止推進法が制定や、定着もかなり年数経ち、出所後、出口支援で携わった人が、また再犯を犯して入口支援するというような経過の中も踏まえながら、定着の方も昨年度から、この入口支援業務、被疑者等支援業務が正式な定着の業務として位置付けられました。

ただ、この定着の行う被疑者等支援業務に関しては、基本的には入口支援、検察庁からの相談や弁護士さんからの相談、観察所さんからの相談ということで、様々な入口支援の形があると思いますが、基本的に定着の位置付けられる入口支援に関しては保護観察所さんからの依頼に基づくものというように限定されています。

保護観察所から協力依頼をいただいて、拘留中の方に面会をして福祉サービスに結びつけていくという形で昨年度から実施されました。ただ昨年度の実績に関してですけれども、北海道全体で3件という実績でした。それも全て札幌管内ということで、数的には非常に少ないような形でした。

この3件を行っていく中でも課題が幾つか見えてきた部分があります。まず時間の問題で、拘留期間が限られていますので、身柄解かれた後すぐサービスに結びつけるという困難性や、あと情報量の少なさで、私たち出口支援を主にやってきた時と比べて圧倒的に情報量が少ないこと、犯罪を犯した背景だとか、ご本人の生活歴、どういようなこれから生活を希望するのか、どんな支援が必要なのか、そういったところ見立てを立てるための情報が少ないというところがあり、この入口支援で、保護観察所さんとの協力体制が非常に重要だと感じております。観察所さんと連携をさせていただきながら、一時的に更生保護施設、自立準備ホームに帰住させてもらい、その中で、面接を繰り返

途中で、適切な福祉、地域移行に結びつけていく、そんなことが重要だと感じております。

それともう一つ、距離の問題で、北海道内、札幌と釧路に定着支援センターありますが、全道域をこの2ヶ所でカバーするということが非常に困難と感じております。出口支援であれば、矯正施設から出てくるということが明確ですが、この入口支援、どこの地域でニーズが出てくるかというのはわからないというようなところもあり、この距離の問題をどう解決していくかということが非常に重要と思っております。出口支援を行っていたときは、どうしても、受け入れ先の事業所さんや、関係機関とピンポイントの連携っていうのが、非常に重要と思い動いていましたが、この入口支援が始まったときには、各地域の方々とどのような関係づくりを作っていくのか、要はどこで事件が起きてどこで対象者が帰るのかということに関して、地域のネットワークが非常に重要と感じて、昨年度から、様々な地域の関係機関とのネットワーク作りを意識しながら動いているというような状況にあります。

今年度のこの被疑者等支援業務の位置付けですが、厚労省からは原則、昨年度と変わらない枠組みでの部分で進めるようにということで来ていますが、その中で特に、今年度は弁護士さんの気づきを生かすということが言われています。要は観察所さんから依頼を受けて、実際支援に結びつけますが、その際担当する弁護士さんがどのような見立てを立てているのか、どのような弁護活動しているのかということと連携しながら、同じ方向を向いて支援をしていく、そんなことを言われています。それともう一つ、この②番目の相談支援業務で、弁護士さんからずっと継続して依頼を受けて、年に何件も支援の方をさせていただいておりますが、その際弁護士さんからの依頼に基づいたケースであっても、この方が、上の被疑者等支援業務に当てはまる対象者であるかどうかということと、定着が検察庁のほうに確認をして、必要に応じてこの枠組みの中で支援していくということも可能という形になっています。そんなことで、弁護士さんとの連携強化っていうところは、今年度強く謳われている部分になります。

それともう一つ、厚労省から言われているのは、地域の関係機関とのネットワークづくりに力を入れるようにとされています。このことは私たちも重要と考えており、現在、観察所のある札幌、函館、旭川、釧路はもとより、後志、空知、胆振、北見、帯広等、主要地域においても、関係機関のネットワークづくりに動き出しをしているようなところなんです。その中で地域で罪を犯したとしても、支援を受けながらやり直せる地域の協力体制づくりを目指して私たちも動いている、というような現状となっております。

私の方からの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(4) 意見交換について

○事務局(本田課長) はい。小松所長。ありがとうございました。それでは議題(4)これまでの説明につきまして、質疑を含め、意見交換に入らせていただきます。それでは質問やご意見がある方、よろしく願いいたします。それが特段、ご質問等もないようですので、事務局より少しご提案させていただきたい事項がありますので、事務局から発言させていただきます。

○事務局(高橋主幹) 事務局の高橋です。2点提案がございます。画面の方お願いいたします。

まず1点目ですが、北海道再犯防止推進会議構成員の皆様の取組についてです。道計画では、施策を着実に推進するため、毎年度、施策の実施状況を取りまとめておりますけれども、必要に応じて改善等を図りながら、計画の効率的な推進を図ることとしております。本日、道の実施状況をご説明させていただきましたけれども、今後、計画に関する取組として、国や関係団体の皆様の取組の実施状況につきましても、事務局の方で把握させていただき、本推進会議の皆様と共有し、連携強化に繋がりたいと考えております。後日、皆様へ、取組報告についての可否について確認依頼をさせていただきたいと考えておりますので、なるべく、皆様のご負担にならないような形で実施したいと考えておりますので、ご検討くださいますようお願いいたします。まず、以上が1点目でございます。

続いて2点目に入らせていただきます。各構成員の取組を速やかに共有できる仕組みについてです。今回、構成員の皆様がご自身の取組等を発信し、お互いの情報を共有できる仕組みを作りたいというふうに考えてございます。皆様が共有したい取組を、事務局までご連絡いただいた後、事務局を經由して、各構成員の皆様へ共有をさせていただきたいと考えております。メーリングリストのようなものを事務局で作成、管理し、メールアドレスのない機関については、FAX等で対応したいと考えております。こちらについてもですね、後日、ご希望の連絡先等を確認させていただきたいと考えておりますので、この2点、ご検討のほど、よろしく願いいたします。

○事務局（本田課長） 今の高橋主幹からのご提案についてご質問等ありましたら今ここで受けたいしますが、はい、法務省の札幌矯正管区様。

○札幌矯正管区更生支援企画課（飯田課長） はい、札幌矯正管区の飯田です。今ご提案いただいたことにつきましては、共有していただければ我々の方から、ご協力できることを積極的に提案できると思いますので、ぜひお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（本田課長） はい、それでは、北海道地方更生保護委員会様。

○北海道地方更生保護委員会（石坂更生保護管理官） ご提案誠にありがとうございます。ただいまの矯正管区様と同じ意見でして、ぜひ情報共有、こちらからお知らせすることもできるでしょうし、先ほど、社会福祉士会様の研修の話とかもされていたかと思っておりますので、是非に、お手間取らせてしまって恐縮なんですけれどもお願いできればということと、更なるお願いで心苦しいんですけれども、例えば、構成員じゃないけれども各市町村様か、あと振興局様ですね、これはお任せしますけれども、リストに加えることなんかもご検討いただけると、私どもとしましては、とてもありがたいなと思います。仮定のご意見ですみません。よろしく願いいたします。

○事務局（高橋主幹） はい、委員会様、どうもありがとうございます。今いただいたご意見、市町村、それから私ども出先の振興局、リストに入れるような形ができるか改めて、検討してですね、前向きに調整していきたいと思っております。ありがとうございます。

（5）まとめ

○事務局（本田課長） はい、その他ご意見等ございますでしょうか。それでは本日は大変貴重なご意見を賜り、ありがとうございます。本日の議事録を後日お送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。以上をもちまして、令和4年度第1回北海道再犯防止推進会議を終了させていただき

ます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。